

# 松江市ガス局 簡易ガス小売供給約款 新旧対照表

現 行 約 款	変 更 後	摘 要
<p><b>簡易ガス小売供給約款</b></p> <p>(単位料金の調整)</p> <p>第22条 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が次項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第1の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定する。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.204 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.204 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ <p>(備 考)</p> <p>上記ア、イの算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てる。</p> <p>2 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基準平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 40px;">67,520 円</p> <p>(2) 平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 40px;">別表3に定められた各3か月間における各月の価額(財務省が関税法(昭和29年法律第61号)第102条の規定により、公表する貿易に関する統計による価額)の合計額を、当該3か月間の数量(財務省が同法同条の規定に</p>	<p><b>簡易ガス小売供給約款</b></p> <p>(単位料金の調整)</p> <p>第22条 本市は、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が次項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第1の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定する。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。</p> <p>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.204 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</p> <p>調整単位料金(1立方メートル当たり)</p> $= \text{基準単位料金(税抜)} - 0.204 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ <p>(備 考)</p> <p>上記ア、イの算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てる。</p> <p>2 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 基準平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 40px;">67,520 円</p> <p>(2) 平均原料価格(トン当たり)</p> <p style="padding-left: 40px;">別表3に定められた各3か月間における各月の価額(財務省が関税法(昭和29年法律第61号)第102条の規定により、公表する貿易に関する統計による価額)の合計額を、当該3か月間の数量(財務省が同法同条の規定に</p>	

現 行 約 款	変 更 後	摘 要
<p>より公表する貿易に関する統計による数量)の合計量で除して得たトン当たり平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入して得た金額)とする。<u>ただし、その金額が 108,030円以上となった場合は、108,030円とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、平成29年4月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、令和元年10月1日から実施する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2. この小売約款の規定にかかわらず、この小売約款の実施の期日(以下「実施日」という。)前から継続して供給しているガスの使用で、料金算定期間の初日が実施日前に属し、かつ、当該料金算定期間の末日が実施日から令和元年10月31日までの間に属する料金算定期間の料金については、なお従前の例により徴収する。</p>	<p>より公表する貿易に関する統計による数量)の合計量で除して得たトン当たり平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入して得た金額)とする。</p> <p>附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、平成29年4月1日から実施する。</p> <p>附 則</p> <p>(実施の期日)</p> <p>1. この小売約款は、令和元年10月1日から実施する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2. この小売約款の規定にかかわらず、この小売約款の実施の期日(以下「実施日」という。)前から継続して供給しているガスの使用で、料金算定期間の初日が実施日前に属し、かつ、当該料金算定期間の末日が実施日から令和元年10月31日までの間に属する料金算定期間の料金については、なお従前の例により徴収する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(実施の期日)</u></p> <p><u>1. この小売約款は、令和4年11月1日から実施する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2. この小売約款の規定にかかわらず、令和4年12月1日以後の検針に係る料金から適用し、同日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>平均原料価格の上  限額削除</p> <p>平均原料価格の上  限額廃止に伴う経過措置の記載</p>